

第 76 回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 76 回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種類)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、企業等が第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 資金協賛

植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

(3) その他協賛

前各号に該当しない役務の提供等で、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第 2 号に規定する協賛物品は、別表 1 に掲げる「協賛物品の例示」を参考とし、実行委員会と協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）が協議して決定する。

(募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、令和 6 年 8 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

(協賛依頼の対象者)

第 4 条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込等)

第 5 条 申込者は、第 76 回全国植樹祭協賛申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 実行委員会会長は、前項の申込書の提出があった場合、第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して第 76 回全国植樹祭協賛受理書（様式第 2 号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納入等)

第 6 条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指

定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

- 2 実行委員会会長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

(協賛物品の受納等)

第7条 物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品することによって行うものとする。

- 2 協賛物品の規格、色及びデザインは実行委員会会長が指定するものとする。
- 3 実行委員会会長は、協賛物品の納品を確認したときは、協賛物品を納品した企業等（以下「納品者」という。）の希望に基づき、納品者に対して受納書を発行することができる。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。

(その他協賛の実施等)

第8条 その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。

- 2 申込者がその他協賛を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

第9条 第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2「第76回全国植樹祭協賛特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。ただし、第7条第1項及び前条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容を基に換算した金額に応じたものとする。

- 2 企業等が複数年（複数回）に渡り協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
- 3 実行委員会会長が必要と認めるときは、特典一覧以外の新たな特典を追加する場合がある。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第11条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- (i) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、

思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
 - (3) 法令又は公序良俗に反する者
 - (4) 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
 - (5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金又は協賛物品を返戻する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。